

平成28年2月15日  
法務省入国管理局  
厚生労働省職業安定局

「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」に係る国家戦略特区  
ワーキンググループからの指摘・確認事項について（回答）

2月12日付けで依頼のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

（指摘・確認事項）

1. 農業分野における外国人材の受入れを実現するために検討・調整が必要な残された論点を網羅的に示すとともに、その論点を解決する対応策を先日提示した「内閣府案」及び事務局から別に提示したスキーム案等を踏まえ至急作成して本ワーキンググループに提示し、制度の実現に向けて前向きな議論となるよう協力すること。
2. 法務省及び厚生労働省は、本日のワーキンググループで農林水産省から提示された農業分野において受け入れる外国人材像や受入れに当たっての知識等に係る判断基準を基本として、法制化に必要な事項について速やかに関係省庁と整理を行い、至急本ワーキンググループに報告の上、今国会において具体的制度を設けるべく協力すること。
3. 農業分野における労働者について、労働基準法が適用除外とされていることが検討を難しくしているとの説明があったが、農業労働に係る労働基準法の適用除外は外国人材に限ったものではなく、例えば、農作業受託サービスを行っている企業に現に雇用されている日本人についても同様である。また、農業分野の外国人材受入れに当たっては、こうした日本人と同水準の報酬を義務付けることとしている。このため、仮に農業労働が労働基準法の適用除外であることが問題であるとしても、そのことは外国人材受入れの議論とは別途の方法で議論・解決されるべきであり、農業分野における外国人材の受入れができない理由にはならないのではないか。

（法務省・厚生労働省回答）

1. ～3. について

外国人労働者受入れに関する政府の基本方針は、「専門的・技術的分野の外国人労働者は積極的に受け入れる」というものであるが、専門的・技術的分野に該当しない外国人労働者の受入れについては、「日本再興戦略」改訂2015」（平成27年6月閣議決定）に基づき、真に必要な分野に着目しつつ政府横断的に検討することとされている。

この政府横断的な検討を経ずに、農作業を行う外国人労働者に限って、国家戦略特区における受入れを行おうとする場合には、「真に必要な分野」と評価できるか否かを先行して検討する必要がある、その判断要素は今後の他の分野に関する検討にも大きな影響を及ぼすことから、農林水産省、法務省及び厚生労働省だけでなく政府全体

で十分慎重に検討する必要がある。

したがって、スキーム案や指摘事項について当日又は翌業務日中の回答を求めるような貴室の進め方には懸念を抱かざるを得ない。

現在農林水産省が示している必要性を前提にすれば、「真に必要な」理由は労働力不足への対応であり、その考え方からすれば、他の労働力不足分野についても「真に必要な分野」と評価せざるを得なくなり、十分慎重に検討を行わないまま外国人労働者を受け入れることにより、当該分野における生産性向上等の努力を阻害するおそれがある。

また、受け入れる外国人が行う活動に関する2月9日付け農林水産省回答は、「農畜産業に関する作業の全て」と同義であり、対象となる外国人の要件も1年程度の農業経験がある者が想定されていることから、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れと評価することはできず、また、「真に必要な分野」と評価するためには、更なる検討が必要である。

国家戦略特区における専門的・技術的分野以外の外国人労働者受入れの検討についても、生産性向上や日本人労働者確保の努力等を含め、政府全体の検討を行いながら進めるべきであるが、受入れの是非についての議論が不十分なまま、スキームの検討のみで受入れの是非が決定される懸念を持っている。

まずは受入れの是非の検討を尽くすべきであり、その際には、1月19日付け農林水産省回答において示された外国人労働者検討の理由である「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月閣議決定）の農業構造の展望どおりに新規就農が進んでいないことの原因を明らかにしておく必要がある。

さらに、農業分野は、技能実習制度において多数の不正行為が発生しており、国内外の批判がある中で、制度の適正化を図るための法律案を国会に提出しているところ、特区における受入制度が技能実習新法による管理体制の抜け穴となってはならない。

したがって、仮にスキームを検討することとなった場合には、技能実習新法と同等以上の管理体制を確保することを前提とし、建設・造船、日本食、製造業等業所管庁が中心となって制度を創設・運用している例を基本としつつ、家事支援を始め他制度も参考にしながら検討していく必要があると考える。

なお、現時点で検討・調整が必要な論点と考えているのは、2月5日付け貴室からの確認依頼に対する同日付け法務省・厚生労働省回答のとおりであるが（依頼から回答期限まで6時間程度しかなく、両省内で十分な検討を行ったものではない。）、これらの論点については、現在、農林水産省、法務省及び厚生労働省の間で協議中であり、「解決する対応策」を提出できる段階にない。